

北海道バプテスト連合 規約規程集

北海道バプテスト連合規約 (P. 1-3)

北海道バプテスト連合 総会議事細則 (P. 4-5)

北海道バプテスト連合「役員選出に関する細則」(P. 6)

北海道バプテスト連合 旅費規程 (P. 6)

「北海道バプテスト研修センター」規約 (P. 7-8)

緊急支援委員会および災害対策委員会運用規定 (P. 9-11)

北海道バプテスト連合納骨堂管理規定 (P. 12-13)

「北海道伝道資金基金」運用規定 (P. 14)

北海道バプテスト連合教役者会規約 (P. 15)

北海道バプテスト女性信徒の会規約 (P. 16)

謝礼支出に関する基準 (P. 17)

「研修費」及び「補助費」の使用に関するガイドライン (P. 17)

【別紙申請書類】(P. 18~)

- ・納(出)骨申請書 (当該規定第 10 条付)
- ・「北海道伝道資金基金」支出申請書 (当該規定第 5 条付)

北海道バプテスト連合規約

(名 称)

第1条 この団体は北海道バプテスト連合（以下「連合」と言う）と称する。

(所在地)

第2条 本連合の事務所は連合会長宅におく。

(組 織)

第3条 本連合は北海道所在の日本バプテスト連盟に連なる教会およびその伝道所をもって組織する。

(加盟・脱退)

第4条 本連合に加盟または脱退を希望する教会または伝道所はその旨を申し出て総会の承認を得るものとする。

(目 的)

第5条 本連合は加盟団体間の相互の交わりを深め、地域の協力伝道活動を推進することを目的とする。

(事 業)

第6条 本連合は、その目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) 協力伝道
- (2) 連合礼拝
- (3) 修養会
- (4) 講習会
- (5) 研究会
- (6) その他必要な事業

(役 員)

第7条 本連合に下記の役員を置く。

会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名。

- 2 役員任期は2年とし、再選を妨げない。
- 3 役員が途中で退任したときは、役員会が後任を補充し、直近の総会で追認を受ける。その場合の任期は、前任者の残余期間とする。
- 4 役員選出については別に細則を定める。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- 2 会長は本連合を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 4 書記は記録の作成とその管理、各団体との連絡に当たる。
- 5 会計は金銭の出納、予算案・決算案の作成に当たる。
- 6 役員職務は選出された年の翌年4月1日からとする。

(役員会)

第9条 役員会は第7条の役員をもって構成し、次の事項を取扱う。

- 1 規約及び細則の制定、また変更に関する事項
- 2 連合活動に関する事項
- 3 予算案・決算案の作成
- 4 教会・伝道所の加盟・脱退に関する事項
- 5 その他総会が付託した事項

(委員会および信徒会)

第10条 役員会は、必要に応じて委員会を構成し、諸活動を推進する。

2 役員会は必要に応じて信徒活動を支援する。

(総会)

第11条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年開催し、会長がこれを招集する。

3 会長は加盟団体の1/3以上、または役員定数の半数以上の要求があれば臨時総会を招集しなければならない。

4 総会は加盟団体の2/3以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

5 総会の議事の方法については別に細則を定める。

6 役員会は、必要に応じて、総会をインターネット会議や書面決議の方法で行うことができる。

(代議員数)

第12条 代議員数は各加盟団体より3名以内とする。役員も代議員として登録することができる。

2 総会をインターネット会議や書面決議の方法で行う場合、議決権は各加盟団体1票とする。

(総会役員)

第13条 総会には、議長1名、副議長1名、書記2名をおく。

2 総会は、次期定期総会の議長及び副議長を選出するものとする。

なお、書記は、議長が指名する。

3 総会は、次期定期総会牧師を選出するものとする。

4 総会役員及び総会牧師の任期は次期定期総会前日までの一年間とする。

5 上記総会議長・副議長・総会牧師がその任を辞した場合は、役員会が代替りのものを選任し、総会で報告するものとする。

(総会の議決事項)

第14条 総会は下記の各号に掲げる事項を議決する。

1 規約及び細則の制定、また変更に関する事項

2 連合活動に関する事項

3 予算の審議及び、決算の承認

4 役員・委員・監査の選出に関する事項

5 教会・伝道所の加盟・脱退に関する事項

6 その他総会が必要と認める事項

(総会議決)

第15条 総会の議決は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決による。

(経費)

第16条 本連合の経費は献金をもってまかなう。

(会計監査)

第17条 会計監査2名を総会で選出し、会計監査に当たる。任期は2年とし、再選を妨げない。

(墓地委員)

第18条 総会は墓地委員3名を選出し、本会所管に関わる納骨堂の適正な管理をはかる。その管理規程については別に定める。

(研修センター)

第 19 条 連合は、連合諸教会・伝道所の教育研修機関として北海道バプテスト研修センター(以下「研修センター」という)を設置する。

2 総会は研修センターの運営委員 3 名を選出する。任期は 2 年とし再選を妨げない。

(会計年度)

第 20 条 本連合の会計年度は 4 月 1 日を以って始まり、翌年 3 月 31 日を以って終わる。

(付則)

銀行口座等については、会計が代表して管理する。

1969 年 1 月 15 日、1976 年 1 月 15 日、1978 年 1 月 16 日、1989 年 1 月 16 日、1994 年 3 月 21 日、1995 年 3 月 21 日、1997 年 4 月 29 日、2003 年 4 月 29 日、2005 年 4 月 29 日、2008 年 11 月 23 日、2009 年 4 月 29 日一部改正。2010 年 4 月 29 日全面改正。2016 年 4 月 29 日一部改正。2019 年 4 月 29 日一部改正。2021 年 6 月 12 日一部改正、2022 年 6 月 7 日一部改正

北海道バプテスト連合 総会議事細則

第1章 総則

第1条 北海道バプテスト連合規約第11条5項に基づき総会の議事細則を以下のように定める。

第2条 総会は、規約に特別の定めがない事項については、この細則に基づいて運営しなければならない。

第3条 総会は、規約及びこの細則に定めがない事項で会議の運営上必要なことは、その都度議場に諮って定めるものとする。

第2章 総会の成立

第4条 議長は、定足数を確認の上、総会の成立並びに開会を宣言するものとする。

第3章 緊急議案

第5条 出席代議員は、総会議場において、動議以外に緊急に審議することが必要であると判断した事項について発議しようとする場合、出席代議員10名以上の同意を得て、発議者及びこれに同意した者が連署した文書により、これを緊急議案として議長に提出することができる。

第4章 議事

第6条 議長は、議案提出者に対して議案の説明を求め、その趣旨が明確にされた後、これを議場における質疑討論に付するものとする。

第7条 出席代議員は、総会議場において審議中の議題に直接関係する事項又は議事進行上必要と判断した事項について発議することができる。

2 前項の発議を動議といい、出席代議員は、次の各号にかかげる動議を提出することができる。

(1) 議案修正の動議

(2) 質疑討論終結の動議

(3) その他、議事の運営に関し必要な動議

3 動議は、別に定める場合を除き、他に2人以上の賛成者があるとき成立する。

第8条 議長は、動議が提出された場合、すべての審議に優先して、動議を議題として採択するか否かを議場に諮らなければならない。

第9条 議長は、動議が議題として成立した場合には、すべての議案に優先して討論、採決に付さなければならない。

2 議事進行に関する動議は、討論を行わず採決する。

第10条 議案提出者が総会において既に議題とされた議案を修正し、又は撤回する場合は、議場の承認を必要とする。ただし、議決された後にこれを修正し、又は撤回することはできない。

第11条 一度決議された議案は、同一会期中に、再び提出することはできない。

第12条 議長は、質疑、討論、その他の発言につき、あらかじめ議場で決められた場合を除き、時間を制限することができる。

2 議長が定めた制限時間に関し、出席代議員10名以上が異議を申し出たときは、議長

は直ちにこれを議場に諮らなければならない。

第 13 条 議長は、採決しようとするときは、採決すべき事項を議場に明確に告げなければならない。採決についての議長の宣言があった後は、議場からの発言は一切認められない。

第 14 条 議長は、議場の代議員数を確認した後、投票又は挙手によって採決を行うものとする。

2 議長は、採決にあたっては、まず議題を可とするものから問わなければならない。

第 15 条 議長は、採決する場合、これに条件を付することはできない。

2 代議員は、採決後に自己の表決について更正を求めることはできない。

第 16 条 修正案がある場合は、これを先に採決する。

2 二つ以上の修正案があるときは、原案に対してその趣旨に遠いものから先に採決する。

3 前項による採決の順序が判然としない場合は、議長の判断によって採決する。

第 5 章 総会記録及び議事録

第 17 条 総会記録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 総会の日時、場所及び開会、休憩、散会、閉会等に関する事項

(2) 出席教会数及び出席代議員数

(3) 総会役員の氏名及び出席代議員の氏名

(4) 議事日程及びその変更

(5) 報告事項及び議案

(6) 議事の経過

イ 報告及び承認事項

ロ 議題、提案説明者の氏名及び説明の要旨

ハ 討論の経過

ニ 採決の方法と結果

(7) その他、議場で必要と認められた事項

第 18 条 総会記録が完成したときは、議長、副議長及び書記がこれに署名するものとする。

第 6 章 陪席者及び傍聴者

第 19 条 代議員以外の出席者のうち、代議員以外の連合役員、委員会の代表者、各会の代表者、その他連合・連盟関係機関の代表者を陪席者と呼ぶ。陪席者は自己の職務についてのみ発言することができる。

2 前項以外で出席している構成教会の会員を傍聴者と呼ぶ。傍聴者は、議事について発言することはできない。ただし、議長が特に発言を求めたときは、この限りでない。

(細則の変更)

第 20 条 この細則は、総会の同意がなければ変更できない。

(付則)

この細則は 2012 年 4 月 30 日から施行する。

北海道バプテスト連合「役員選出に関する細則」

- 第1条 北海道バプテスト連合規約第7条の規定により、役員を選出するための細則を以下のよう定める。
- 第2条 次期役員候補者は、候補者選考委員会（以下、委員会）において人選し総会に提案する。
- 2 委員会の構成は以下のようにする。
壮年会、女性信徒の会、青年会、教役者会、役員会から各1名で構成する
 - 3 委員会の招集は役員会から選ばれた委員が行い、委員長は互選とする。
 - 4 総会において役員の一部が選任されなかった場合は、選任された役員責任と権限において補充し、直近の総会で追認を受ける。ただし、追認されるまでの間、補充された役員は役員として活動することを妨げられない。
- 補則 この細則は2010年4月29日より実施する
2011年4月29日 一部改定

北海道バプテスト連合 旅費規程

2013年 9月27日改訂
2014年10月24日改訂
2014年 4月 1日改訂
2016年 4月29日改訂

1 諸会議、研修会に関わる旅費

以下の場合に請求に基づき旅費（交通費、宿泊費）を支給する。交通費の算出は合理的な手段・経路によるものとし、宿泊費はホテル泊の場合は1泊7,000円を上限とした実費、教会泊の場合は1泊1,000円とする。

- (1) 連合総会に出席する代議員、連合役員、総会役員
- (2) 連合役員が役職として移動する場合

※委員会その他の集会については予算に応じ適宜この規定を準用するものとする。

2 式典交通費補助

連合で補助する式典交通費は以下のとおりとし、申請に基づき支出する。

- (1) 補助対象の式典は、①牧師就任式、②按手礼式、③教会組織記念式、④献堂式とする。
- (2) 補助金額は、1教会1名分とし、自宅から会場までの交通費（駐車料金含む）のうち、5,000円を超えた金額とする。宿泊費については補助対象としない。

「北海道バプテスト研修センター」規約

(設置)

第1条 北海道バプテスト連合（以下「連合」という）規約第19条に基づき北海道バプテスト研修センター（以下「研修センター」という）を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 前条の機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 北海道バプテスト研修センター

所在地 研修センター運営委員長の住所に置く。

(目的)

第3条 研修センターは、連合諸教会・伝道所において、教会形成、開拓伝道、社会的・国際的ミッションを担う信徒・牧師の継続的な研修、献身者の掘り起こしと予備的な研修を目的とする。

(事業)

第4条 研修センターは、その目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) 信徒セミナー（各地域での集中的な対面式の研修）、
- (2) エクステンション・プログラム（単一ならびに複数教会からの要請に基づく講師の派遣）。
- (3) 無牧師教会サポートプログラム（無牧師教会への総合的な研修支援）
- (4) 連合の様々な研修・教育活動との連携。
- (5) 図書資料の保管・貸出、
- (6) その他

(運営委員)

第5条 研修センターは、連合総会で選任された運営委員3名で運営に当たる。運営委員会は、委員の互選により委員長1名を選任する。委員長は研修センターを代表する。

- 2 運営委員会の議事は出席委員の過半数をもって決定する。
- 3 運営委員の欠員が生じた場合は、速やかに後任者の選出を連合会長に申し出なければならない。
- 4 運営委員会は、必要に応じて協力委員を任命し業務を委託することができる。
- 5 協力委員は、運営委員会に出席し、事業への協力を行う。
- 6 協力委員の任期は、運営委員会が定め、再選を妨げない。

(職員)

第6条 運営委員会は、必要に応じて職員を置くことができる。

- 2 職員の業務内容、任期、勤務条件等は、運営委員会が別に定める。

(運営委員会の職務)

第7条 運営委員会は次の事項を取扱う。

- (1) 研修事業やカリキュラムに関する事項
- (2) 予算の審議及び、決算の承認に関する事項
- (3) 人事に関する事項
- (4) 連合役員会および連合総会への事業報告
- (5) 連合総会へ会計報告を行い、連合監査により監査を受けること
- (6) その他連合総会が委託した事項

(財務)

第8条 研修センターの運営に必要な経費は、受講料、連合からの支援金、寄付献金等をもってまかなう。

(会計年度)

第9条 研修センターの会計年度は4月1日を以って始まり、翌年3月31日を以って終わるが、事業の特質上、予算の独立性と繰り越しが認められるものとする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、図書資料の貸し出し規定や諸経理規定等、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(規約変更)

第11条 この規約の変更は、運営委員会の議決を経て、連合総会の承認を得なければならない。

(設立年月日)

第12条 本研修センターの設立年月日は2010年4月29日とする。

附則

この規約は、2010年4月29日から施行する。

この規約の変更は2011年4月29日より施行する。

この規約の変更は2014年4月29日より施行する。

この規約の変更は2022年6月7日より施行する。

緊急支援委員会および災害対策委員会運用規定

北海道バプテスト連合（以下「連合」）は、連合域内及び近隣地域での災害発生時に、連合役員会が必要と判断した場合、緊急支援委員会および災害対策委員会を設けることとし、その運用規則を次の通り定める。

第1章 緊急支援委員会

第1条（発動の判断）

連合会長は、第3条に定める災害が発生し、連合内の教会、伝道所が被災した場合に緊急支援委員会を組織し、第4条に定める緊急支援活動を、期限を定めて行うものとする。

第2条（緊急支援委員会の組織）

緊急支援委員会の長は連合会長が兼務する。委員は連合役員及び、必要に応じて連合内の教会員の中から委員を補充できるものとする

第3条（災害の定義）

委員会が災害として想定するものは次の通り。

- ① 震度5強以上の地震、または津波。
- ② 台風、竜巻等風害の直撃。
- ③ 豪雨等水害、大雪等雪害。
- ④ 教会・伝道所・牧師館の火災。
- ⑤ その他、甚大な天災、人災。

第4条（緊急支援活動の内容）

緊急支援委員会は次の活動および独自に必要なと判断した活動を行うことができる。

- ① 被害状況の調査、連盟等への状況報告。
- ② 支援金の募金及び奉仕団の募集及び派遣。
- ③ 必要な物資機材の調達、購入。
- ④ 災害援助物資の輸送、被災者及び奉仕者の移動支援。
- ⑤ 災害被災者の一時保護、給食支援。
- ⑥ 被災教会・伝道所での礼拝、集会に必要な原状復帰援助。
- ⑦ 二次被害を回避するための活動。

第5条（二次災害の回避）

感染症災害、その他、二次災害の危険が予測される可能性が大きい時には直接支援の活動を行ってはならない。この場合、遠隔地から可能な援助を行うものとする。

第6条（活動費用の支弁）

委員会が発動する場合の初動に要する費用は、連合が保有する財源から支弁する。

- 2 第3条に定める災害時においては、事後報告に基づく初動費用の支弁を認める。
- 3 連合はこのため、基金を積み立てるものとする。

第7条（募金の呼びかけ）

委員会は下記の目的で募金を呼び掛けることができる。

- ① 第3条に定める災害により、第4条の活動を行う活動資金（支援金）を募る目的。
- ② 第3条に定める災害により、被災教会、伝道所に対して直接提供する資金（義捐金）を募る目的。

- 2 献金者の誤認を避けるため、献金を呼びかける場合は前項の①又は②の主旨、会計報告及び残余資金の処分方法を明示しなければならない。

第8条（活動の終了）

第4条に基づく活動の終期は初動から1ヶ月以内とする。ただし、必要と認めれば最長で3ヶ月まで延長できるものとする。

- 2 終了した場合は活動報告書、収支報告書を連合内及び関係諸教会に送付するものとする。

第9条（委員会の責任免除）

緊急支援委員会が第4条に定める活動を主催する場合であっても、その活動に伴って生じた二次被害、すなわち人身傷害、疾病、物損、紛失等の責任は参加者個人の負うものとし、緊急支援委員会及び緊急支援委員個人は負わないこととする。

- 2 活動に参加する者はボランティア保険等適切な保険に加入した者とする。
- 3 緊急支援委員会は活動の実施に際し、前項の告示を適切に行うこととする。

第2章 災害対策委員会

第10条（委員会の設置）

連合役員会は、災害発生時に継続した活動が必要だと判断した場合には、災害対策委員会を設置することができる。

第11条（委員会の構成）

災害対策委員会は連合役員会が委嘱した、委員長1名、書記1名、会計1名、委員数名をもって構成する。任期は定めない。

第12条（委員会の活動）

災害対策委員会は必要な長期的支援活動を行うものとする。

- 2 災害対策委員会は毎年、連合総会に対して活動報告及び収支報告を行うものとする。

第13条（活動費用の支弁）

災害対策委員会の活動に要する費用は、連合会計（補助費または基金）および募金等をもって支弁する。

第14条（活動の終了）

災害対策委員会は、継続した活動が必要なくなったと判断した場合、連合総会に活動および決算報告をした上で、活動を終了する。

- 2 活動終了に伴う活動費の残余金については、第6条3項に定める基金に繰り入れることとする。
- 3 活動終了時には、購入した資機材等がある場合には、適切に処分することとする。

第15条（委員会の責任免除）

災害対策委員会が第4条に定める活動を主催する場合であっても、その活動に伴って生じた二次被害、すなわち人身傷害、疾病、物損、紛失等の責任は参加者個人の負うものとし、災害対策委員会及び災害対策委員個人は負わないこととする

- 2 活動に参加する者はボランティア保険等適切な保険に加入した者とする。
- 3 災害対策委員会は活動の実施に際し、前項の告示を適切に行うこととする。

第16条（規則の改正）

この規則を改正するときは、連合総会の承認を必要とする。

（付則）

この規則は、2014年4月29日から施行する。

2020年4月一部改正

北海道バプテスト連合納骨堂管理規定

(納骨堂の名称及び管理主体)

第1条 札幌市平岸霊園内に存する墓碑名「札幌バプテスト教会納骨堂」は、北海道バプテスト連合納骨堂管理規定（以下「規定」という。）の施行後は、北海道バプテスト連合納骨堂（以下「納骨堂」という。）と称する。

2 納骨堂は、北海道バプテスト連合（以下「連合」という。）が管理する。

(この規定の目的)

第2条 この規定は、キリスト教信仰に基づき、納骨堂の適正な管理を行い、入墓者及び遺族関係者の信仰的安寧を図ることを目的とする。

(墓地委員会)

第3条 連合は、この規定を運用するため、墓地委員会を置く。

(所掌事項)

第4条 墓地委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は審議決定し、これに係わる管理を行う。

- (1) 規程の作成及び改正の案を練ること。
- (2) 名義人の指名に関する事。
- (3) 入墓資格の審査決定に関する事。
- (4) 納出骨手続きに関する事。
- (5) 納骨料の設定に関する事。
- (6) 第5号に掲げるもののほか、納骨堂の管理に関する事。

(組 織)

第5条 墓地委員会は、連合の教会員のうちから牧師1人、信徒2人の計3人をもって構成する。

2 委員長は、連合の総会で選出する。ただし委員長が任期途中で退任する場合、後任者は連合役員会が選出し総会に報告するものとする。

3 委員長の任期は2年とする。

(招 集)

第6条 墓地委員会は、委員長が必要と認める時に召集する。

(議 事)

第7条 委員会の決議は、多数をもって決する。

2 議事録は、これを5年間保存しなければならない。

(納骨堂の名義)

第8条 納骨堂は、宗教法人・札幌バプテスト教会の名義とする。

(名義変更)

第9条 名義変更は、連合総会の議決をへてこれを行うものとする。

(納出骨手続)

第10条 納出骨希望者は、その事由の発生直後直ちに墓地委員会あて、別に定める様式の申請書を提出しなければならない。

2 墓地委員会は、受理した申請書に基づき速やかに審査を行い、決定結果を通知するものとする。

(入墓資格の審査)

第 11 条 前項の納骨に関して、墓地委員会は、次の各号に掲げる基準に従い、入墓者の資格審査を行う。

(1) バプテスト教会員である者。

(2) バプテスト教会員の一親等親族であること。

(3) その他、第 2 条の主旨に基づき、特に委員会が必要と認める者。

(秘密の保持)

第 12 条 墓地委員会委員は、業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(管理費等)

第 13 条 納骨堂の管理に必要な費用は、納骨料及び指定献金を持って充当てる。

(規程の変更)

第 14 条 この規程を変更しようとするときは、連合総会の議決をもってこれを行うものとする。

附 則

この規程は、1978年1月16日から施行する。

1984年4月29日変更

納骨の手続

- 1 牧師と相談して納骨の日時を決める。
- 2 当委員会に申請書を提出し、許可を得る。
- 3 当委員会から、墓地使用許可書、鍵を受け取る。
- 4 墓地使用許可証、印鑑及び死体火葬許可証(火葬場で受け取ったもの)を、札幌市役所墓苑課または、平岸霊園管理事務所に持参し、埋葬届けを提出し許可を得る。
受付時間 月～金曜 9:00～17:00
土・日・祝日 休み
- 5 当委員会に、墓地使用許可証、鍵を返却する際に、納骨料を納入する。
- 6 改葬手続(他の墓地からお骨を移すとき)
 - ① 市内の墓地から移す場合
死体火葬許可証のかわりに、収蔵証明書(一体に付一枚)を寺院または、墓地管理人から発行してもらい、上記4の要領で改葬許可の手続をする。
 - ② 市外の墓地から移す場合
 - a 寺院または、墓地管理人から発行してもらった収蔵証明証を、その土地の市町村役場へ持参し、改葬許可証をもらう。
 - b 上記の4の要領で改葬許可の手続をする。
- 7 納骨料
今年度 50,000円

「北海道伝道資金基金」運用規定

第1条（目的）

「北海道バプテスト連合」（以下、「連合」と略す）は2014年1月に寄贈された「タニアキコ基金」を原資として「北海道伝道資金基金」（以下、「資金基金」と略す）を設定し、その適正な運用をはかるために本規定を制定する。

第2条（資金基金の使用原則）

本資金基金は寄贈者の意向を尊重し、北海道内に広くキリストの福音を宣教するために用いるものとする。

第3条（収入）

本資金基金の収入は、預金利子、タニアキコ基金、献金、必要に応じて連合会計からの繰入をもって充当する。

第4条（支出方法）

本資金基金は北海道連合に属する教会からの申請に基づき、連合総会の承認を得て支出する。ただし、緊急を要する場合は、連合役員会の協議を経て支出し、直近の連合総会で追認を得るものとする。

第5条（申請書）

申請書の様式は別紙の様式とする。

第6条（支出項目）

支出できる項目は以下のものとする。

- (1) 新規伝道所の開設
- (2) 原則として5年以上の継続計画に基づく新規伝道拠点での活動
- (3) その他、第2条に該当する活動

第7条（報告義務）本資金基金の支出を受けた教会は、支援を受けている期間中、年度末に活動報告を総会に提出するものとする。

第8条（返納）

本資金基金の用途が、申請時と異なる用途に用いられていると総会が判断した時は、総会は当該教会に、支出額の全額又は一部の返納を求めることができる。

第9条（本規定の改廃）

本規定の改正は連合総会において行う。資金基金の残高がなくなった時は本資金基金の運用を休止または終了する。

附則 本規定は2018年4月30日より施行する

北海道バプテスト連合教役者会規約

(名称)

第1条 本会は、「北海道バプテスト連合教役者会」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、幹事長の所属する教会の住所に置く。

(組織)

第3条 本会は、北海道バプテスト連合に連なる教会・伝道所が招聘した教役者をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、福音伝道の活発な働きをするために、研鑽を積むことと、主にある交わりをあつくることを、その目的とする。

(活動)

第5条 本会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 牧師セミナー
- (2) 教役者家族退修会
- (3) その他

(議事)

第6条 本会の運営のために、牧師セミナーの中で随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(幹事)

第7条 本会は、その運営のために幹事3名を置く。

2 幹事の任期は3年とする。

3 幹事会は、幹事の互選により幹事長1名を選任する。幹事長は、教役者会を代表する。

(選出方法)

第8条 幹事は、牧師セミナーの中で行われる会議の中で、互選をもって選出する。

(経費)

第9条 本会の経費は連合からの活動補助費および連合加盟教会からの指定献金をもってまかなう。指定献金額は一教会年額四万円を目安とする。

(家族入学祝い金)

第10条 本会の会員の子が入園・入学する場合に祝い金を支給する。その規定は別途定める。

(会計管理)

第11条 銀行口座等については、会計が代表して管理する。

(規約改廃)

第12条 本規約の改廃は牧師セミナーの中で行われる会議の中で出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(附則)

この規約は2019年8月27日より施行する。

この規約は2020年8月25日より施行する。

この規約は2022年9月21日より施行する。

北海道バプテスト女性信徒の会規約

- 第1条（名称）この団体の名称は、「北海道バプテスト女性信徒の会」とします。
- 第2条（所在地）この団体の所在地は、北海道バプテスト女性信徒の会会長の住所に置きます。
- 第3条（目的）この団体は、北海道バプテスト連合規約第10条に基づき、相互の交わりを深め協力して伝道活動に参加すること、また、北海道連合の働きに積極的に協力することを目的とします。
- 第4条（構成員）北海道バプテスト連合加盟の教会・伝道所に属する女性信徒をもって構成します。
- 第5条（役員会）
- 1、役員会は会長、副会長、書記、会計各1名と日本バプテスト女性連合の委嘱を受けた実行委員1名によって構成され、会長がこれを招集します。
 - 2、役員の一人は日本バプテスト女性連合の実行委員を兼任することができます。
 - 3、役員任期は2年とします。
 - 4、役員は道東、道央、道南、道北の順にブロック毎で担い、構成します。
 - 5、役員は担当ブロックが推薦し総会で承認を得ます。
- 第6条（ブロック連絡委員）
- 1、道東、道央、道南の各ブロックに各1名の連絡委員をおきます。
 - 2、ブロック連絡委員はブロック集会・修養会開催の連絡調整と次期役員候補の選出調整をします。
- 第7条（総会）
- 1、総会は年1回、会長が招集します。
 - 2、総会は、原則的に全道的な集会の期間中に時間を設けて、あるいはそれに代わる形で行います。
 - 3、総会では以下の事項について協議します。活動・決算報告及び活動計画・予算、次期役員承認、その他。
 - 4、協議の決議にあたっては、1教会につき1票の議決権を有し、出席教会の過半数によって決めます。
 - 5、総会開催時に議長、副議長、書記の総会役員を置き、その選任は役員会に一任されます。
- 第8条（活動および活動費）
- 1、第3条の目的を遂行するために、ブロック集会・修養会・研修会・交流誌『ユニケ』の発行など、その他必要な活動を計画し実行します。
 - 2、本会の活動費は、北海道バプテスト連合の活動補助費をもって充てます。
 - 3、会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとします。
- 第9条（団体設立年月日）本会の設立年月日は1997年4月1日とします。

（附則）	1997年4月	1日	内規施行
	2021年4月	1日	一部改正
	2021年4月	18日	一部改正
	2022年4月	24日	一部改正

役員選出の覚書 役員選出方法

- 1、担当ブロックは、ブロック集会・修養会の折に話し合い、役員候補を選出します。
- 2、ブロック集会・修養会の年の年度末までに候補者を決定し、ブロック連絡委員が役員会に報告し総会に推薦します。

役員手当て・謝礼支出に関する基準

- ・連合活動において講演、講習会等を開催する場合、当該活動の責任者の裁量で、講師、説教者等に対する謝礼を支出することができる。謝礼金の基準は下表の通りとする。
- ・連合役員4役(会長・副会長・会計・書記)については、年間役務従事への感謝として、下表手当てを支出する。
- ・交通費については、必要があれば実費を支給する。

No.	役員手当て・謝礼支出の対象	謝礼基準
1	バプテスト連盟関係者以外の者を、連合が主催する活動の講演等の目的で招く場合	3万円以下
2	日本バプテスト連盟関係者を連合が主催する活動の講演等の目的で招く場合	2万円以下
3	連合が主催する活動の礼拝奉仕（説教および奏楽奉仕）	5千円以下
4	連合が主催する活動に伴うナースリー等、活動に参加できない奉仕を依頼する場合	5千円以下
5	連合が主催する活動において上記以外の奉仕を依頼する場合	原則無料
6	連合活動の会場として諸教会の全施設を借用する場合	1万円以下
7	連合活動の会場として諸教会の一部施設を借用する場合	5千円以下
8	連合が礼拝、礼典のために奉仕者を派遣する場合の連合補助	1万円以下
9	9ヶ月以上役務に就いた連合役員4役の年間役員手当て	1万円以下(年額)

(注)

- ・先方が職務として派遣されて来る場合で、旅費等が手当されている場合は支出しない。
- ・特殊な講師等の謝礼については、協議の上、上記基準を外れることは差し支えないものとする。

北海道バプテスト連合「研修費」及び「補助費」の使用に関するガイドライン

北海道バプテスト連合における、各会の活動に対する「研修費」及び「補助費」について、使用に関するガイドラインとして以下の点を確認する。

1. 「研修費」及び「補助費」は、連合総会において承認された活動計画及び予算案に基づき使用し、次年度連合総会において活動及び決算報告を行う。
2. 年度内に、総会にて承認された活動以外が生じ、予算執行が必要となった場合、活動及び決算報告にて報告する。
3. 「研修費」及び「補助費」の使用は、原則として連合内の活動に限定する。
4. 予算執行に当たっては、会計帳簿を作成して出入金の記録と領収書の管理を行い、決算報告と併せて会計監査を受ける

納（出）骨申請書

入墓者氏名	男女	所属教会	
住所（死亡時）			
本籍			
生年月日	年 月 日	死亡年月日	年 月 日
納出骨希望日	年 月 日	死亡年齢	才
上記の者の納（出）骨を致したく、許可されるよう申請申し上げます 北海道バプテスト連合 墓地委員会委員長殿 年 月 日 氏 名 _____ 印 住 所 _____ 電 話 番 号 _____ 所 属 教 会 _____ 入墓者との 関 係 _____			
上記の者の納（出）骨を申請のとおり許可します。 年 月 日 _____様 北海道バプテスト連合 墓地委員会 委員長 _____ 印			
納出骨年月日	年 月 日	納骨料	円 月 日受領 印
備考 手続の経過等			

(別紙)

「北海道伝道資金基金」支出申請書

北海道バプテスト連合

会長_____様

「北海道伝道資金基金」運用規定第4条に基づき、資金基金の支出を申請します。

申請者：_____教会

代表者_____

1 支出目的	
2 申請金額	
3 振込先口座	

添付書類

- 1 教会総会議事録（抄）
- 2 プロジェクトの概要